報道機関　各位

記者発表資料
平成２７年１０月２８日（水）
問い合わせ先：監査課
担当：新井
電話：８２９－１７９３
内線：４７１２

次の住民監査請求について、地方自治法（以下「自治法」という。）第２４２条の規定に基づき監査を行い、監査結果を公表しましたのでお知らせします。

１　件名　　訪日外国人旅行客向けＳＩＭカード提供に関する住民監査請求

２　経過　　平成２７年　８月２６日　住民監査請求書の受付
平成２７年　９月　１日　住民監査請求書の受理決定
平成２７年　９月１６日　請求人及び関係職員の陳述の聴取
平成２７年１０月２１日　住民監査請求監査結果の決定

３　監査請求書の要旨

監査にあたり、請求人が提出した請求書及びその事実を証する書面から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

さいたま市は、「外国人観光客誘致おもてなし事業」の一環として、平成２７年７月１０日から「訪日外国人観光客ＳＩＭカード配布事業」（以下「本件事業」という。）を開始した。

本件事業は、外国人旅行客（本件事業が対象とする、さいたま市内の協力宿泊施設に宿泊した訪日外国人観光客、大宮盆栽美術館を訪れた訪日外国人の団体観光客、スポーツイベントの前後に市内観光に参加する訪日外国人の団体観光客等をいう。以下同じ。）に、ＳＩＭカード２，０００枚（以下「本件ＳＩＭカード」という。）を無償配布する事業である。

本件ＳＩＭカードの購入代金として、さいたま市経済局商工観光部観光国際課長（以下「観光国際課長」という。）は、平成２７年６月２日に、５４４万９，６８０円を支払う支出命令書を決裁し、同月１９日に支払いが行われた。

また、本件ＳＩＭカードの配布に係る梱包等業務の委託料として、観光国際課長は、平成２７年７月１日に、２４万８，４００円を支払う支出命令書を決裁し、同月１７日に支払いが行われた。

電波法（昭和２５年法律第１３１号。）第１１０条第１号によれば、総務省による技術基準適合証明等のマーク（以下「技適マーク」という。）のない携帯電話やスマ

ートフォンなどの機器を使用した場合、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金刑に処される。

外国人観光客が所持している海外で購入した携帯端末には、当然のことながら、「技適マーク」は付いておらず、外国人旅行客にＳＩＭカードを配布することによって、日本国内でそれらの携帯端末を使用させることは違法である。

さいたま市長（以下「市長」という。）は、平成２７年６月３０日の定例記者会見において、本件事業を発表した。会見のなかで市長は「これは、データ通信のみ可能ということで、いわゆる電話としては活用ができません。電話回線を使用する音声通信機能はございません。したがって、今回お配りするＳＩＭカードは犯罪などに悪用される可能性は低いと考えております。」と述べているが、外国人旅行客に「技適マーク」のない端末を使用させること自体が犯罪である。

以上のことから、請求人は、次のとおり勧告するよう監査委員に求める。

本件ＳＩＭカードの購入及び配布にあたっての梱包等業務に支出した経費（合計５６９万８，０８０円。以下「本件支出」という。）を、市長及び観光国際課長が連帯して、さいたま市に返還すること。

４　監査結果の要旨

本請求は、本件事業が電波法第１１０条第１号に違反した違法な行為であるとして、本件支出を市長及び観光国際課長が連帯して、さいたま市に返還することを勧告するよう、請求人が求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は、外国人観光客が所持している海外で購入した携帯端末には「技適マーク」は付いておらず、外国人旅行客にＳＩＭカードを配布することによって、日本国内でそれらの携帯端末を“使用させる”ことは違法であると主張している。

これに対し、関係職員は、陳述において、①電波法にはＳＩＭカード配布に対する違法性を示す条文は見当たらないこと、②ＳＩＭカード配布にあたり電波法違反にあたる蓋然性の高い行為を助長しないための配慮をしていることの２点を理由として示し（以下、これらのうち、前者を「理由①」といい、後者を「理由②」という。）、「請求人の主張は誤りであり、本件ＳＩＭカードの購入及び配布にあたって支出した経費５６９万８，０８０円について、市長及び観光国際課長が連帯して、さいたま市に返還する責めは負わないものと考えている。」と主張した。

また、「技適マーク」の付いていない端末については、「それらの機器を使用した場合には、使用者が電波法違反になり、罰則規定が適用される場合がある。」として認めた。

電波法を確認すると、同法第４条第１項に、「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。」と定められているが、総務省の「電波利用

ホームページ」によれば、「一般に使用する無線機の殆どに特定無線設備の技術基準適合証明等のマーク（技適マーク）が付いています。技適マークが付いていない無線機は、『免許を受けられない／違法になる』恐れがありますので無線機を購入・使用する際は十分ご注意下さい」と記載されており、「技適マーク、無線機の購入・使用に関すること」における「Ｑ４　技適マークが付いていなければ違法になるのですか？」という問いに対して「Ａ：技適マークが付いていない無線機を使用すると電波法違反になる場合があります。」という回答が、また、「携帯電話」における「Ｑ２１　携帯電話にも技適マークが付いていますか？」に対しても「携帯電話にも技適マークが付いています。（中略）携帯電話にも無線局の免許が必要で、免許は携帯電話事業者が包括的に取得しています。」という回答が示されていることから、以下、国内で「技適マーク」の付いていない端末を使用すると違法となる場合があるという法解釈を前提として、本請求の論点について考察することとする。

まず、理由①についてみると、電波法第１１０条は「次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。」として、「一　第４条の規定による免許又は第２７条の１８第１項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者」以下、全１２項目の要件が列記されている。

これらについては、理由①のとおり、“ＳＩＭカードの配布”に対する違法性を直接的に示す条文であるとは認められなかったものの、当該行為については参照すべき判例が見当たらないため、違法ではないとも断定することはできない。

しかしながら、関係職員は、理由②のとおり主張し、その根拠として、「本事業で配布しているＳＩＭカードの販売業者から示された『技適マーク』を取得している対象機種一覧に掲載されている機種をお持ちの外国人旅行客へのみ、依頼したホテル等で配布している」こと及び「ＳＩＭカードと一緒に配布している、設定についての取扱説明書に、『技適マーク』を図で表し、『このマークが付いている機種のみ使用できます。』という注意書きを付している」ことの２点を挙げた。

これらのうち、前者については、本件ＳＩＭカードの配布場所には、配布を依頼する際に「ＳＩＭカード配布マニュアル」、「さいたま市外国人観光客誘致おもてなし事業　ＳＩＭカード提供事業　Ｑ＆Ａ」等を添付したとのことであり、それらの書類を確認する限り、本件事業は、主として、さいたま市内での観光・食事・買い物等が予定される外国人旅行客のうち、（ＳＩＭカードの配布を）希望する者で適合機種を使用している者を対象としているものと捉えるのが妥当であるのみならず、対象者の判断基準や、配布対象である機種についても示されているということができる。

また、後者については、陳述時に、証拠として“ＳＩＭカード取扱説明書”の写しが提出されたが、当該説明書の上部に“ＯＮＬＹ compatible with handsets with these symbols.”という英文によるキャプション並びに現行の「技適マーク」及び旧タイプの「技適マーク」が印刷されていることが認められた。

これらのことを勘案すると、本件事業は、請求人が主張するような“外国人旅行

客に『技適マーク』のない端末でＳＩＭカードを使用させる”行為と解することはできず、「技適マーク」の付いた端末を利用している外国人旅行客を主たる対象として実施している事業であるものといわざるを得ない。

併せて、「技適マーク」のない端末を利用している外国人旅行客が本件ＳＩＭカードの使用者となることのないよう、配布にあたって配慮している点もうかがわれる。

したがって、本件事業が違法であるということはできず、そのように判断する以上、本件支出もまた違法であるということはできない。

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

５　参考

（１）地方自治法抜粋

（住民監査請求）

第二百四十二条　普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

２　略

３　略

４　第一項の規定による請求があった場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

（２）監査結果公表文　　別添のとおり